

令和2年第2回瑞穂市議会定例会会議録（第1号）

令和2年6月11日（木）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会からの中間報告の件
- 日程第5 発委第4号 新型コロナウイルス対策に関する意見書
- 日程第6 行政報告
- 日程第7 議案第39号 瑞穂市教育委員会の委員の任命について
- 日程第8 議案第40号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第41号 瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第42号 瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第43号 令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第44号 令和2年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	広瀬 守 克	2番	藤 橋 直 樹
3番	若 原 達 夫	4番	北 川 静 男
5番	関 谷 守 彦	6番	森 健 治
7番	森 清 一	8番	馬 淵 ひろし
9番	松 野 貴 志	10番	今 木 啓一郎
11番	杉 原 克 巳	12番	棚 橋 敏 明
13番	庄 田 昭 人	14番	若 井 千 尋
15番	広瀬 武 雄	16番	若 園 五 朗
17番	松 野 藤四郎	18番	藤 橋 礼 治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	副 市 長	梶 浦 要
教 育 長	加 納 博 明	総 務 部 長	久 野 秋 広
教 育 次 長	広 瀬 進 一		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広 瀬 照 泰	書 記	宇 野 伸 二
書 記	近 藤 圭 代		

### 開会及び開議の宣告

○議長（庄田昭人君） ただいまから令和2年第2回瑞穂市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（庄田昭人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号7番 森清一君と8番 馬淵ひろし君を指名します。

---

### 日程第2 会期の決定

○議長（庄田昭人君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月30日までの20日間にしたいと思えます。御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から6月30日までの20日間に決定しました。

---

### 日程第3 諸般の報告

○議長（庄田昭人君） 日程第3、諸般の報告を行います。

5件報告します。

まず、3件について、議会事務局長より報告させます。

○議会事務局長（広瀬照泰君） 議長に代わりまして、3件報告します。

1件目は、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を同条第3項の規定により監査委員から受けております。検査は、令和2年4月分が実施されました。いずれも現金、預金及び借入金の金額などは関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められたとの報告でした。

その他の項目については、お手元に配付のとおりです。

2件目は、市議会議長会関係の報告です。

5月20日に開催予定でありました中濃十市議会議長会が新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面会議での開催となりました。役員改選では、会長に山県市、副会長に瑞穂市、監事に本巣市の議長が選任されました。また、会則の一部改正により令和3年度の役員も選任され、

会長に瑞穂市、副会長に本巣市、監事に郡上市の議長が選任されました。11月4日には、中濃十市の全議員を対象とした研修会を山県市で開催する予定なので、御参加いただきたいと思います。

3件目も、市議会議長会関係の報告です。

5月27日に開催予定でありました全国市議会議長会の第96回定期総会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面会議での開催となりました。また、正・副議長表彰4年以上の部で庄田昭人議長が表彰されましたので、これから伝達を行いたいと思います。なお、東海市議会議長会からも同様の表彰を受けられておられます。

それでは、庄田議長、若井千尋副議長は書記席の前へお願いします。

〔議長 庄田昭人君 登壇〕

〔副議長 若井千尋君 登壇〕

○副議長（若井千尋君） 表彰状、瑞穂市、庄田昭人様。

あなたは市議会正・副議長の要職にあること4年、鋭意市政の発展に寄与された功績は誠に顕著であります。よって、本会表彰規程によりこれを表彰いたします。令和2年4月16日、東海市議会議長会会長 岐阜市議会議長 大野一生代読。

〔表彰状伝達〕（拍手）

○副議長（若井千尋君） 表彰状、瑞穂市、庄田昭人殿。

あなたは市議会副議長として4年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第96回定期総会に当たり、本会表彰規程によって表彰いたします。令和2年5月27日、全国市議会議長会会長 野尻哲雄代読。

〔表彰状伝達〕（拍手）

○議長（庄田昭人君） 高い席からではございますが、お時間を頂きました。また、ありがとうございました。

〔議長 庄田昭人君 降壇〕

〔副議長 若井千尋君 降壇〕

○議長（庄田昭人君） 以上、報告しました3件の資料は事務局に保管してありますので、御覧いただきたいと思います。

4件目は、お手元に配付しましたとおり、本日、新型コロナウイルス感染症対策特別委員長の棚橋敏明君から、発委第4号新型コロナウイルス対策に関する意見書が提出され、受理しましたので、後ほど議題にしたいと思います。

続きまして、令和2年第2回もとす広域連合議会臨時会について、広瀬武雄君から報告をお願いいたします。

15番 広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） 改めまして、おはようございます。

議席番号15番の広瀬武雄でございます。

ただいまは議長より御指名を頂きましたので、令和2年第2回もとす広域連合議会臨時会について、議員を代表いたしまして御報告申し上げます。

第2回臨時会は、去る5月26日に1日間の会期で開催されました。

臨時会では、瑞穂市議会議員の任期満了に伴う選挙が開催されたことに伴い、広域連合議員に欠員が生じたことから、広域連合議会の議会構成から決定することとなりました。そのため、開会后、まずは副議長の選挙が指名推選で行われ、北方町の井野勝巳議員が当選されました。その後、大西徳三郎議長から辞職願が提出され、議会の許可を得たことから、議長選挙が行われました。投票の結果、瑞穂市の若園五朗議員が議長に当選されました。その後、井野勝巳副議長から辞職願が提出され、議会の許可を得たことから、副議長の選挙が指名推選で行われ、本巣市の村瀬明義議員が当選されました。

次に、各常任委員会委員、議会運営委員会委員の選任が行われた後、委員長及び副委員長の互選のため、各常任委員会及び議会運営委員会が開催されました。委員会の構成につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

今臨時会に広域連合長から提出されました議案は、工事請負契約の締結議案1件と人事案件の追加議案1件の合計2件でありました。まず、工事請負契約の締結議案は、もとす広域連合衛生施設基幹的設備改良工事請負契約の締結についてで、事後審査型制限付一般競争入札を実施いたしましたところ、クボタ環境サービス株式会社中部支店が落札したので、契約を締結することについて、議会の議決を求めるものでございました。

提出された議案につきましては、委員会付託を省略し、直ちに質疑・討論・採決を行い、可決されました。

次に、追加提出されました人事案件は、議会選出の監査委員から辞職願が提出され、欠員となったため、北方町の村木俊文議員を選任するため議会の同意を求めるもので、広域連合長から提案説明の後、委員会付託を省略し、直ちに質疑・討論を行い、採決の結果、同意されました。

以上、令和2年第2回もとす広域連合議会臨時会の報告を終わります。

なお、今臨時会の議案書及び詳細な資料は議会事務局に預けてありますので、御希望の方は御覧いただきたいと思います。終わります。

○議長（庄田昭人君） これで諸般の報告を終わります。

---

日程第4 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会からの中間報告の件（委員長報告・質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第4、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会からの中間報告の件を議題とします。

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会から会議規則第45条第2項の規定により、中間報告を行いたいとの申出がありましたので、これを許可します。

新型コロナウイルス感染症対策特別委員長 棚橋敏明君。

○新型コロナウイルス感染症対策特別委員長（棚橋敏明君） 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会委員長の棚橋敏明でございます。

ただいま議長から発言の許可を頂きましたので、会議規則第45条第2項の規定により、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の中間報告をさせていただきます。

当特別委員会は、市長が設置した瑞穂市新型コロナウイルス感染症対策本部と連携を図りつつ、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市内経済に及ぼす影響が最小となるような対策を調査・研究しようとするもので、地方自治法第109条及び委員会条例第6条を設置の根拠とし、令和2年5月12日に開催された市議会臨時会において設置されました。

それでは、これまでに行った会議について、要点を絞りまとめて報告いたします。

第1回目の会議は5月19日に開催し、副市長、企画部長と市の新型コロナウイルス感染症対策本部の庶務を行っている市民協働安全課長に出席を求め、これまで市が取り組んできた感染症対策や国や県の動向などについて調査しました。

第2回目の会議は5月27日に開催し、副市長、教育長、教育次長、健康福祉部長及び所管の課長に出席を求め、教育委員会関係の感染症対策及び健康福祉部関係の感染症対策について調査いたしました。

第3回目の会議は6月2日に開催し、副市長、総務部長、都市整備部長、財務情報課長及び商工農政観光課長に出席を求め、総務部関係の感染症対策及び都市整備部関係の感染症対策について調査いたしました。

3回に及ぶ調査では、執行部への質疑等を行い、現状把握に努めるとともに必要な協議も行いました。第3回目の会議では、委員から、6月議会の運営について、新型コロナウイルス感染症対策を十分に検討し、実施していただくことを議長へ要請してはどうかとの提案があり、全会一致で可決されたため、議長に要請しました。

また、委員から、全国市議会議長会で決議された新型コロナウイルス対策に関する決議を参考にし、今6月議会で新型コロナウイルス対策に関する意見書を提出してはどうかとの提案もあり、これも全会一致で可決されました。

以上で、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の中間報告を終わります。

令和2年6月11日、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会委員長 棚橋敏明。以上でございます。

○議長（庄田昭人君） これで、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の中間報告は終わりました。

新型コロナウイルス感染症対策特別委員長の中間報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいまは、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会から中間報告がなされました。

特別委員会から、6月定例会の議会運営に当たってコロナ対策を十分検討し、対策を施してほしいとの要請が議長に対してもあったため、議会運営委員会並びに全員協議会で対応策を協議していただきました。

その結果、打ち出された対策は、今まで行ってきた手指消毒、マスクの着用、傍聴席の間隔を空けるなどに加え、見ていただいて分かるように、議員の議席の間隔を空けたり、演台や議長席の前に飛沫感染アクリルボードを設置しました。また、執行部側には、出席は最小限にさせていただくことや傍聴者の皆様には受付で連絡先を記入していただくようお願いするなどです。

今議会において、このような対策・対応を取り、新型コロナウイルス感染のリスクを少しでも減らしながら議会の本来の活動を停滞させることなく、議案の審議はもとより、議会の機能・権能を維持・行使し、6月議会を進めていこうと考えています。このような対策を確実に実行していくことは、皆様の御協力が必要となりますので、どうぞよろしくようお願い申し上げます。

---

#### 日程第5 発委第4号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（庄田昭人君） 日程第5、発委第4号新型コロナウイルス対策に関する意見書を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

新型コロナウイルス感染症対策特別委員長 棚橋敏明君。

○新型コロナウイルス感染症対策特別委員長（棚橋敏明君） それでは、ただいまより新型コロナウイルス感染症対策特別委員会、私どもの趣旨説明をさせていただきます。

趣旨説明は、皆様のお手元にございます新型コロナウイルス対策に関する意見書、こちらのほうを朗読に代えさせていただきます。

新型コロナウイルス対策に関する意見書。

地方自治法第99条の規定に基づく上記の議案を、別紙のとおり瑞穂市議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

提出の理由、瑞穂市議会として、新型コロナウイルス感染症対策を求める意見書を関係行政庁に提出しようとするもの。

新型コロナウイルス対策に関する意見書。

新型コロナウイルス感染者数がようやく減少傾向となり、全都道府県に発令されていた「緊急事態宣言」も先般全ての都道府県で解除されたが、再び拡大する懸念もあり、依然として予断を許さない状況にある。

そのような中、これまでの学校の一斉休業やイベントの中止、外出の自粛や事業の休業等により、国民生活や雇用環境に多大な影響を及ぼしているほか、地域経済が危機的状況に追い込まれ、国民の疲弊や不安が続いている。

このような未曾有の国難に対し、国民と関係機関が一体となり、感染症の収束に向けて、引き続き医療提供体制等の強化に取り組むとともに、宣言解除後の中長期的な社会経済の姿を構想しつつ、悪化する経済や疲弊する地域の再生に向け、必要な諸施策を迅速・的確・果敢に講じていくことが求められている。

よって、国においては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の着実な推進とともに、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記1. 感染症拡大防止等について。

(1) 新型コロナウイルス感染症に関するより正確な情報を、国民、地方自治体、医療機関、事業者等に対し、適切かつ迅速に提供すること。

(2) 国民が冷静に行動できるよう、新型コロナウイルス感染予防及び受診・治療体制について周知徹底を図ること。

(3) 全国的に不足しているマスクや消毒用アルコールなど感染防御に必要な物資の安定的な生産・供給体制を整えること。特に医療機関や介護施設における防御服やマスクの必要数を確保すること。

(4) 感染者、医療従事者、日常生活に不可欠な業務に従事する者やその家族に対する偏見・差別を防止するため、感染症の特性について国民に対する説明をはじめ必要な啓発を徹底すること。

(5) 外出自粛等に伴い増加が懸念される虐待等について、相談窓口の周知及び充実を図ること。

(6) 長期に及ぶ外出・休業等の制限に疲弊する国民、事業者などが急速に増加している現状を踏まえ、その不安を軽減・解消するため、宣言解除後の中長期的な社会経済のありようも視野に入れつつ、段階的に想定される状況とその対処方針等をできる限り分かりやすく説明すること。

2. 医療提供体制等の強化について。

(1)感染者の急増による医療崩壊を防止するため、重症者への医療に重点を置く医療提供体制を確立すること。

このため、検査体制のほか、感染症指定医療機関と一般医療機関等との役割分担、感染者の症状別対応（トリアージ）、国・地方自治体との連携等を早急に整えること。その際、各都市の権能に応じた体制整備に配慮すること。

(2)緊急経済対策に沿って、感染症指定医療機関等における病床の確保、医療機器の整備、医療物資の確保等に対する支援を強化すること。

(3)検査機関や医療機関におけるPCR・抗原検査機器・抗体検査機器の導入を支援するなど検査能力の一層の強化を図り、必要な検査が確実に受けられる体制を確保すること。

(4)治療薬やワクチンの早期開発や海外からの輸入等を含め、検査・治療体制を早急に構築すること。

(5)医療機関や介護施設の感染予防策を適切に実施できるよう特段の財政措置を講じること。また、医療従事者や介護従事者について必要な人員が確保できるよう支援体制を強化すること。

### 3. 学校休業への対応について。

(1)学校休業における児童・生徒の学力低下が危惧されることから、制限緩和や宣言解除後においては、夏休みや土日の利用、ICTを活用した遠隔授業の実施など不足する授業時間の補填について地方自治体の創意工夫を最大限尊重するとともに、必要な経費について十分な財源措置を講じること。

(2)「9月入学」をめぐってにわかに議論が高まっているが、社会経済システム全体に大きな影響を及ぼす問題であることから、幅広い関係者の意見聴取はもとより世論を的確に酌み取り、拙速な結論に至ることのないよう慎重に検討すること。

### 4. 経済対策等について。

(1)今般の緊急経済対策の効果を見極めつつ、「地方創生臨時交付金」「緊急包括支援交付金」「持続化給付金」「雇用調整助成金」等の大幅な拡充を図るとともに、事業者に対する徹底した資金繰り対策を講じるなど、強力で柔軟な追加の経済対策を大胆に実行すること。

特に「地方創生臨時交付金」及び「緊急包括支援交付金」については、地方自治体が継続して感染拡大防止や地域経済・住民生活の支援、医療・介護体制の整備支援など地域の実情に応じてきめ細かな取組ができるよう、飛躍的増額を行うこと。

また、これら交付金、給付金等の手続の簡素化を図り、迅速に交付や給付等をできるようにすること。

(2)休業した事業者への迅速な損失補償を行うとともに、感染拡大の影響を受けた事業者に対する救済措置を講じること。

(3)今後の経済状況の進展を踏まえ、必要な場合には、雇用の受皿を確保する措置を含め、

さらなる経済・雇用対策などをちゅうちょなく断行すること。

(4) アルバイト先の休業等により経済的に困窮し、学業継続が困難に陥っている学生に対し十分な支援措置を講じること。

(5) 地域経済への影響について、風評被害防止など積極的な対策を講じるとともに、地方自治体が行う各種対策に要する費用に対し十分な財政支援を講じること。

5. 今後の対策等について。

(1) 豪雨や台風などが頻発する季節を間近に控え、新型コロナウイルス感染と自然災害が同時に重なる事態を想定し、避難所における集団感染防止対策や必要な設備・備品の確保、救急医療を含む医療介護体制の整備など、地域の複合災害への対応に万全を期するため、明確な対処方針を早急に確立すること。

(2) 未知の感染症が将来再び脅威となる事態を想定し、保健所・地方衛生研究所体制を予算・人員を含め抜本的に強化するため、地方自治体に対する財政措置を拡充すること。

また、今回の感染症蔓延を教訓に、集中治療室（ICU）や医療従事者の増強、医療に必要な医薬品原料・マスクや防護服・医療器材の国内調達体制の確立、遠隔診療の充実など医療提供体制全体を危機管理の視点から早期に再構築すること。

その際、症状別感染者数や医療機関の対応状況、その他感染症に関する国内の最新データを一元化し、国民に正確な情報を提供できる仕組みを整備すること。

提出先、内閣総理大臣 安倍晋三殿、財務大臣 麻生太郎殿、文部科学大臣 萩生田光一殿、厚生労働大臣 加藤勝信殿、経済産業大臣 梶山弘志殿、経済再生担当大臣 西村康稔殿。

以上、新型コロナウイルス対策に関する意見書を朗読いたしました。このように、今後進捗を図りたいと思っております。以上、よろしく願いいたします。

○議長（庄田昭人君） これで趣旨説明を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午前9時49分

再開 午前10時20分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。発委第4号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、発委第4号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから発委第4号を採決します。

発委第4号を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、発委第4号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6 行政報告

○議長（庄田昭人君） 日程第6、行政報告を行います。

市長から行政報告の申出がありましたので、これを許可します。

市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 皆様、改めましておはようございます。

それでは、2件の行政報告をさせていただきます。

初めに、瑞穂市土地開発公社の経営状況について報告します。

令和元年度の事業報告及び決算、並びに令和2年度の事業計画、予算及び資金計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

令和元年度の事業では、公共用地、公用地の取得・処分はありませんでした。また、用地について、現在所有はしていません。

決算では、当期純損失が6万9,884円となり、資本的収入及び支出の執行はありませんでした。

令和2年度では、公共用地、公用地の取得・処分等の事業計画はなく、予算は補助金等の収益と受取利息の収入と販売費及び一般管理費の支出のみが計上されています。

次に、一般財団法人瑞穂市ふれあい公共公社の経営状況について報告します。

令和元年度の事業報告及び決算、並びに令和2年度の事業計画及び予算について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

令和元年度の経常収益は2億3,007万7,106円、経常費用は2億1,830万8,551円で、正味財産

期末残高は6,386万8,433円となりました。

令和2年度は、前年度347万9,000円の増額の2億2,958万1,000円の事業収益が計上されています。

以上、2件の行政報告をさせていただきました。

○議長（庄田昭人君） これで行政報告は終わりました。

---

#### 日程第7 議案第39号から日程第12 議案第44号までについて（提案説明）

○議長（庄田昭人君） 日程第7、議案第39号瑞穂市教育委員会の委員の任命についてから日程第12、議案第44号令和2年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）までを一括議題とします。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 本日、令和2年第2回瑞穂市議会定例会を開催させていただきましたところ、議員の皆様にご出席を賜り、お礼を申し上げます。

定例会の開催に当たり、私の所感及び今回提案する議案について述べさせていただきます。

季節は早いもので、東海地方でも昨日梅雨入りが発表されました。平年と比べると少し遅い梅雨入りとなりましたが、雨は時には恵みとなる一方、過ぎると厄災にもつながりますので、コロナウイルス感染症対策とともに集中豪雨、大型台風などの災害への備えも万全にしなければなりません。

これから梅雨の時期を迎え、梅雨の時期には、瑞穂市の花であるアジサイも見頃を迎えます。穂積庁舎では、いち早くアジサイを玄関に飾り、2Fロビーにも僅かなスペースではありますが、アジサイの鑑賞コーナーを設け、来庁された市民の皆様に、現感染下において潤いや癒やしの空間となっております。

その新型コロナウイルス感染拡大防止に関して、市民の皆様には外出自粛や休業要請など御協力を頂き、深く感謝申し上げます。

全国に発令されていましたが緊急事態宣言も解除され、学校の再開を心待ちにしていた児童・生徒の皆さんは、小・中学校の入学式を終え、分散登校も始まりました。今月の2日には、市内の保育所・幼稚園の子供たちを、3日には小・中学校を訪問し、児童・生徒の元気な姿を確認し、自分のペースで学校生活に慣れてくださいと激励をいたしました。市民生活や経済活動においては、飲食店なども通常営業が開始され、少しずつ市内に人の動きが戻ってきました。

ただ、今月に入っても、岐阜県をはじめ国内では新たな感染者も確認されており、新型コロナウイルスの蔓延が完全に終息したわけではなく、いつ第2波が起きてもおかしくない油断できない状況にあると思います。

感染防止に関しては、コロナウイルス感染症とともに暮らす「コロナとともに」の考えの下、新しい生活様式の定着を図る段階になりました。市民の皆様には、新しい生活様式を意識しながら感染症予防に努めていただきたいと思います。

また、経済情勢を見ますと、世界的な新型コロナウイルスの危機に見舞われ、その影響は深刻なものとなっております。世界銀行は最新の世界経済見通しで2020年の世界全体の実質成長率をマイナス5.2%と予測し、日本もリーマンショック後の2009年のマイナス5.4%を超えるマイナス6.1%に悪化すると見込み、第2次世界大戦以来、最悪の景気後退に直面していると強い危機感を示しています。

また、内閣府の5月の月例経済報告でも、景気は新型コロナウイルス感染症の影響により急速な悪化が続いており、極めて厳しい状況にあるとしています。5月の消費者動向調査の調査結果では、消費者態度指数を構成する項目の全てが前月から上昇し、消費者マインドの基調判断は依然として厳しいものの、下げ止まりの動きが見られるとされ、消費者意識は少し回復傾向にあると思われまます。

ただ、雇用情勢を見ますと、新型コロナウイルスの影響で解雇や雇い止めをされた人が全国で2万人を超え、雇用情勢は急速に悪化しており、歯止めがかかっておりません。派遣社員の方においては、6月末で契約更新を迎える人が多いため、さらに、これから雇い止めを受ける方が増加することも予想されます。

政府は、4月に国内総生産の2割に当たる約108兆円規模の経済対策を掲げ、国の一般会計補正予算（第1号）として25兆6,914億円が国会で成立し、自治体に対しても新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や特別定額給付金、子育て世代への臨時特別給付金、中小企業への助成などにより、疲弊する地域経済や住民生活に対応することとなりました。

また、5月27日には国の一般会計補正予算（第2号）が閣議決定され、6月中旬の成立が見込まれています。その概要は、資金繰り対応の強化、家賃支援給付金の創設、医療提供体制等の強化などに充てられることになっており、新たな制度も創設される予定となっております。

また、それ以外の支援として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充に2兆円が計上されています。前回の国の補正予算の中にもありましたが、地方創生臨時交付金の追加補正となり、今後、各市へも限度額の提示があると思いますので、対象事業の内容を確認しながら実施計画を作成し、今後は新たな生活様式を踏まえた地域経済の活性化及び事業継続や雇用対策に交付金を活用する必要があると思います。

今までは、新型コロナウイルスの蔓延防止として3密を防ぐため、学校の休校や外出の自粛要請、企業の休業、在宅勤務の推奨など、市民の皆様の生命の安全が第一でした。しかし、今後は経済活動の停滞を復活させる施策が必要となってきます。一旦停滞した経済基盤を回復するためには長期間を要しますが、新型コロナウイルスの蔓延が収まっても、経済基盤が崩壊し

た状態では市民の皆さんが安心して生活することはできません。感染症対策として、命を守るとともに、経済を回復させる施策も併せて進めていくことが大事であると考えています。

5月の市議会臨時会では、国の特別定額給付金、市内事業所活性化補助金、子育て世帯への臨時特別給付金、みずほ子育て応援給付金の予算を議決いただき、お礼を申し上げます。

現在の各事業の進捗状況を報告させていただきますと、特別定額給付金については、本日の支払い予定を含め、5万5,127人中、5万1,431人で93.3%の給付が完了となっています。市内の事業所活性化補助金につきましては、6月1日から、かきりん振興券、飲食店スタンプラリーの参加店舗の募集を行っており、8月1日の使用開始を目指して進めています。また、子育て世帯への臨時特別給付金は6月中旬の支払い、みずほ子育て応援給付金については、6月下旬の支払いに向けて事務を進めているところです。

今回提案いたします補正予算におきましても、解雇や内定取消しを受けた方などを会計年度任用職員として雇用する施策や、生活困窮者自立支援事業として住宅確保給付金の増額、避難所開設時の集団感染防止のための備蓄品など、コロナウイルス対策関連の予算も計上させていただいています。また、駅南口機能改善事業として、土地の購入費や工事請負費、小・中学校のGIGAスクール構想に関する工事請負費や教育用備品の購入費も計上させていただきました。今後、その時々で必要な施策とタイミングを判断し、事業を実施していきたいと思っております。

新型コロナウイルスについては、まだまだ予測が困難であり、その対処について急展開を見せることも想定されますので、議員各位におかれましては、市行政とともに一丸となって今回の国難に立ち向かっていただく格別の御理解を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

それでは、定例会開催に当たり、今回提案する議案について述べさせていただきます。

今回上程します議案は、人事案件が1件、条例の改正に関する案件が3件、補正予算に関する案件が2件の合計6件であります。

それでは順次、提出議案の概要を説明させていただきます。

最初に、議案第39号瑞穂市教育委員会の委員の任命についてであります。

教育委員会の委員 森下伊三男氏の任期が令和2年7月4日に満了となることから、引き続き、森下伊三男氏を委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第40号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する規定を定めるため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第41号瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上、並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を

改正する法律の施行に伴い、市条例の改正を行います。

次に、議案第42号瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、放課後児童認定資格研修の実施者を拡大するための市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第43号令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）であります。

地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ10億2,753万5,000円を追加し、総額253億9,115万円とし、継続費の設定を1件、地方債の補正を2件行うものです。

歳出の主なものは、総務費として、みずほターミナルの土地建物売却収入を公共施設整備基金に積み立てるため、基金積立費に1億5,214万3,000円計上しました。

民生費として、老人福祉センターの維持補修工事に520万3,000円を計上し、生活困窮者自立支援事業の住居確保給付金を303万3,000円増額しました。

農林水産業費として、担い手確保・経営強化支援事業補助金など1,246万2,000円、商工費として、岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金市負担金として4,200万円をそれぞれ計上し、土木費の都市計画総務費として、駅前対策事業の工事請負費、土地購入費、補償費を合わせて3億4,499万2,000円、住宅管理費として市営住宅の工事請負費に9,790万円をそれぞれ計上しました。

消防費の消防施設費として、消防用備品728万5,000円と防災費として、新型コロナウイルス対策を含めた避難所生活環境の確保を目的とした消耗品費260万6,000円を増額するものであります。

教育費の小学校費と中学校費として、小・中学校にGIGAスクールに関する工事請負費及び備品購入費として、合わせて3億4,253万2,000円を計上しました。

歳入の主なものは、国庫支出金として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億6,540万4,000円、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金を7,471万8,000円、公立学校情報機器整備費補助金を1億5,561万円それぞれ計上し、県支出金の農業費補助金として、担い手確保・経営強化支援事業県補助金を1,053万4,000円計上し、財産収入として、土地・建物売却収入を1億5,214万2,000円増額し、繰入金として、公共施設整備基金繰入金などを合わせて3億419万7,000円増額、市債として土木債、教育債を合わせて1億4,810万円を増額補正するものであります。

次に、議案第44号令和2年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。

地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ52万円を追加し、総額45億5,185万3,000円とするものであります。

歳出は、賦課徴収費49万5,000円、保険給付費等交付金償還金2万5,000円を増額するもの  
あります。

歳入は、一般会計繰入金49万5,000円、一般被保険者返納金2万5,000円を増額するもので  
あります。

以上、6件の提出議案につきましての概要を説明させていただきました。よろしく御審議を  
賜りまして、適切なる御決定を頂きますようお願いを申し上げ、私の提案説明とさせていた  
だきます。

○議長（庄田昭人君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午前10時44分

再開 午前11時00分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま一括議題となっております議案のうち、議案第39号を会議規則第37  
条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております  
議案第39号は、委員会付託を省略することに決定しました。

---

#### 議案第39号について（質疑・討論・採決）

○議長（庄田昭人君） これより議案第39号瑞穂市教育委員会の委員の任命についての質疑を行  
います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。採決では、起立採決と併せて採決システムを使用し、賛成ま  
たは反対のボタンを押していただくようお願いします。

これから議案第39号を採決します。

瑞穂市教育委員会の委員に森下伊三男君を任命することに同意する方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第39号は同意することに決定しました。

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会いたします。

延会 午前11時02分

